

○職員の給与及び旅費等に関する条例

〔昭和39年2月28日〕
〔条例第5号〕

改正	昭和45年2月23日	条例第3号	昭和46年2月1日	条例第2号
	昭和48年2月28日	条例第3号	昭和49年2月28日	条例第5号
	昭和50年1月17日	条例第3号	昭和56年2月27日	条例第1号
	昭和58年4月1日	条例第1号	昭和60年2月25日	条例第5号
	平成11年3月4日	条例第4号	平成18年3月27日	条例第1号
	平成19年3月20日	条例第1号		

（目的）

第1条 この条例は、管理者、副管理者の旅費及び一般職員の受ける給与並びに旅費等の支給について定めることを目的とする。

（給与）

第2条 一般職の職員に関しては、名寄市職員の給与に関する条例（平成18年名寄市条例第48号）を準用する。

（旅費）

第3条 職員の旅費の支給に関しては、名寄市職員等の旅費に関する条例（平成18年名寄市条例第52号）を準用する。

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭和39年2月28日 条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年2月23日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年2月1日 条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

附 則（昭和48年2月28日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年度から適用する。

附 則（昭和49年2月28日 条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度から適用する。

附 則（昭和50年1月17日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

附 則（昭和56年2月27日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年2月25日 条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月4日 条例第4号）

第5類 給与（職員の給与及び旅費等に関する条例）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日 条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月20日 条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。